

考查項目一覧表（公共建築工事）

（監督職員）

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制一般について、監督職員からの指示事項の状況 ・ 品質管理体制の明示状況 ・ 安全管理体制の明示状況 ・ 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）の明示状況 ・ 作業の分担の範囲の明示状況 ・ 工事規模に応じた人員、機械配置状況 ・ 建設業退職金共済制度の運用状況 ・ 元請業者の下請業者の施工結果の検査状況 ・ 会社として現場に対する支援状況 ・ 工事カルテの登録状況 ・ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応状況 ・ 工場製作期間における技術者の配置状況 ・ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制状況 ・ その他 			施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者	a	b	c	d	e
	(現場代理人等)	配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である
		<p><全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置技術者について、監督職員からの指示事項の状況 ・ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者の選任及び配置状況 <p><現場代理人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人の工事全体の把握状況 ・ 設計図書と現場との相違があった場合の対応状況 ・ 監督職員への報告状況 <p><監理（主任）技術者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書及び諸基準に基づく書類の整備状況 ・ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等の理解状況 ・ 施工上の課題となる条件への対応状況 ・ 下請の施工体制及び施工状況の把握及び技術的な指導状況 ・ 監理（主任）技術者の技術的な判断状況 ・ 工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第18条」という。）に基づく設計図書の照査状況 ・ 施工等への提案や工夫の状況 ・ その他 			配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目一覧表（公共建築工事）

(監督職員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理について、監督職員からの指示事項の状況 ・ 施工計画書の提出状況 ・ 施工計画書の設計図書及び現場条件の反映状況 ・ 施工計画書における出来形・品質確保の記載状況 ・ 設計図書・施工計画書に基づく日常の出来形・品質管理状況 ・ 施工図作成時における関連工事との調整状況 ・ 工事打合せ書等の工事記録の整備状況 ・ 施工計画書の記載内容と現場施工方法の状況 ・ 一工程の施工の検査・確認の報告状況 ・ 現場内での整理整頓の状況 ・ 建築材料・設備機材の調達計画及び記録写真等の整理状況 ・ 工事材料の保管状況 ・ 独自のチェックリスト等の管理基準による管理状況 ・ 社内検査の実施状況 ・ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両の使用状況 ・ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組み状況 ・ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果の対応状況 ・ その他 			施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程管理について、監督職員からの指示事項の状況 ・ 工程に与える要因を的確に把握した工程表の作成状況 ・ 現場での日常的な工程把握の状況 ・ 実施工程の作成及びフォローアップの状況 ・ 現場または施工条件の変更への対応状況 ・ 時間制限等の各種制約への対応状況 ・ 夜間や休日の作業状況 ・ 休日・代休の確保状況 ・ 近隣住民、施設管理者等との調整状況 ・ 工程管理の状況 ・ その他 			工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		

考査項目一覧表（公共建築工事）

（監督職員）

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策について、監督職員からの指示事項の状況 ・ 災害防止（工事安全）協議会等の実施状況 ・ 安全教育・安全訓練等の実施状況 ・ 各種安全パトロールの実施及び対応状況 ・ 安全巡視、TBM、KY等を実施および記録の状況 ・ 新規入場者教育に現場特性の反映状況 ・ 各工程における安全管理の実施状況 ・ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の分離状況 ・ 仮設工事における、設置完了時や使用中の点検及び管理状況 ・ 使用機械、工具等の点検整備等の状況 ・ 工事現場における保安施設等の設置・管理状況 ・ 過積載防止の取り組み状況 ・ 工事期間を通じた労働災害及び公衆災害の発生状況 ・ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策の状況 ・ その他 			安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 対外関係について、監督職員からの指示事項の状況 ・ 関係官公署等の関係機関との協議状況 ・ 工事施工にあたり、近隣住民、施設管理者等との協議及び調整の状況 ・ 施設管理者に対する保守管理についての説明状況 ・ 工事目的及び内容の周知状況 ・ 近隣住民、施設管理者等の苦情または苦情に対する対応状況 ・ 現場のイメージアップへの取り組み状況 ・ 関連工事との調整状況 ・ その他 			対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目一覧表（公共建築工事）

（監督職員）

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 承諾図等と設計図書との状況 ・ 施工図等と設計図書との状況 ・ 現場における出来形と設計図書との施工状況 ・ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づく管理状況 ・ 出来形の管理記録の状況 ・ 出来形の管理方法の状況 ・ 不可視部分の記録状況 <p>※解体工事は、以下の項目を評価対象項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定仮設の設置範囲及び施工状況 ・ 撤去対象物の範囲等の施工状況 ・ 整地の範囲及び施工状況 ・ 分別解体等の方法等の施工状況 ・ 各施工段階ごとの記録の状況 ・ 建設廃棄物の処分状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ その他 			出来形の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った

考查項目一覧表（公共建築工事）

（監督職員）
（品質1／2）

考查項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料・製品の品質の確認状況 ・ 品質確認記録の内容の状況 ・ 施工の各段階における完了時の品質状況 ・ 躯体工事における施工の品質状況 ・ 内外仕上げ工事における施工の品質状況 ・ 不可視部分となる品質確認のための施工記録等の状況 ・ その他 				品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		工事比率					
	電気設備工事 受変電設備工事	a	b	c	d	e	
		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機材の品質の確認状況 ・ 品質確認の記録状況 ・ 各施工段階における完了時の試験方法及び記録状況 ・ 性能及び機能に関する試運転、確認方法の状況 ・ 機材及び施工の品質状況 ・ 不可視部分となる品質確認のための施工記録等の状況 ・ その他 				品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
		工事比率					
	冷暖房衛生設備工事 機械設備工事	a	b	c	d	e	
		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機材の品質の確認状況 ・ 品質確認の記録状況 ・ 各施工段階における完了時の試験方法及び記録状況 ・ 性能及び機能に関する試運転、確認方法の状況 ・ 機材及び施工の品質状況 ・ 不可視部分となる品質確認のための施工記録等の状況 ・ その他 				品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	工事比率						

考査項目一覧表（公共建築工事）

（監督職員）
（品質2／2）

3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 解体工事	a	b	c	d	e		
		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">工事比率</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	工事比率		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設廃棄物の処分記録の状況 ・ 各施工段階ごとの施工の状況 ・ 整地等の品質状況 ・ 各施工段階ごとの品質記録の状況 ・ 解体施工等の品質確保の工夫状況 ・ 不可視部分の確認と記録の状況 ・ その他 			品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
工事比率								

※機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事・解体工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとするが、基本的には主たる工種で行うものとする。

考査項目	評価対象項目	
5. 創意工夫	■準備・後片 付け関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測量・位置出しにおける工夫の状況 ・ 現地調査方法の工夫の状況 ・ その他
	■施工関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫の状況 ・ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組みの状況 ・ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫の状況 ・ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫の状況 ・ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫の状況 ・ 冷暖房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫の状況 ・ 照明・視界確保等の工夫の状況 ・ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫の状況 ・ 運搬車両・施工機械等の工夫の状況 ・ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫の状況 ・ 施工管理及び品質向上等の工夫の状況 ・ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫の状況 ・ 仮設施工等の工夫の状況 ・ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫の状況 ・ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫の状況 ・ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫の状況 ・ その他
	■品質関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集計ソフト等の活用と工夫の状況 ・ 躯体工事の品質管理の工夫の状況 ・ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫の状況 ・ 施工の検査・試験に関する工夫の状況 ・ 品質記録方法の工夫の状況 ・ その他

考査項目一覧表（公共建築工事）

5. 創意工夫	■安全・衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> ・安全仮設備等の工夫の状況 ・安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫の状況 ・現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫の状況 ・酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫の状況 ・周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫の状況 ・改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫の状況 ・作業時における作業環境改善等の工夫の状況 ・ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫の状況 ・その他
	■施工管理関係	<ul style="list-style-type: none"> ・出来形の管理等に関する工夫の状況 ・施工計画書または写真記録等に関する工夫の状況 ・出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫の状況 ・CAD、施工管理ソフト等の活用状況の状況 ・CAL Sを活用した施工管理の工夫の状況 ・その他
	■その他	<p><新技術活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NET I S登録技術のうち、試行技術の活用状況。 ・活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点。 ・NET I S登録技術（試行技術を除く）のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他

考查項目別運用表（公共建築工事）

（主管係長）

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に工期的な制約がある場合における取組状況 ・ 隣接する他の工事などとの工程調整の取組状況 ・ 近隣住民、施設管理者及び関係機関等との調整の取組状況 ・ 配置技術者の工程管理の状況 ・ その他 				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設労働災害、公衆災害の防止に向けた取組状況 ・ 安全衛生管理体制に向けた取組状況 ・ 安全衛生管理の活動の状況 ・ 安全管理に関する技術開発や創意工夫取組状況 ・ 安全協議会活動の状況 ・ その他 				

考査項目別運用表（公共建築工事）

（主管係長）

考査項目 （細別）	評価対象項目	
4. 工事特性 （施工条件等への対応）	■建物規模への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積 ・ 地上の階層数又は建物高さ ・ 大空間のホール等を有する建物 ・ その他
	■建物固有の機能の難しさへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象建物の耐震レベル ・ 建物機能の特殊性 ・ その他
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築材料、設備機材、工法について、提案状況 ・ 工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 ・ 制約条件等、施工難度 ・ その他
	■厳しい自然・地盤条件への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湧水の発生、地下水の影響 ・ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ・ 雨・雪・風・気温等の影響 ・ その他
	■厳しい周辺環境・社会条件への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中埋設物等の作業障害 ・ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ・ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ・ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ・ その他

考査項目別運用表（公共建築工事）

（主管係長）

考査項目 （細別）	評価対象項目					
	<p>■施工現場での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12ヶ月を超える長期工期での状況 ・ 地震、台風などにおける対応状況 ・ 各種の制約があり、工程や施工の制限を受けた状況 ・ 工程上他工事の制約を受け、機械や人員の対応状況 ・ 工程における休日や夜間作業の状況 ・ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約状況 ・ 特に困難な調整を要する他工事の状況 ・ 作業範囲内に外来者・通行人等の動線の状況 ・ 特殊な室などで、工種が輻輳し調整を要する状況 ・ 施工ヤードや高さ制限等、制約を受けた状況 ・ 同一敷地内での施設を使用しながらの工事で、工程的な制約状況 ・ その他 					
6. 社会性等	I. 地域への 貢献等	a	a'	b	b'	c
		地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時等に地域への救援活動等の取組状況 ・ 周辺地域の環境保全、生物保護等についての取組状況 ・ 現場事務所や作業現場について、周辺地域との調和の取組状況 ・ 広報活動や現場見学会等、地域とのコミュニケーションの状況 ・ 地域イベントへの協力やボランティア活動等の状況 ・ その他 				

考查項目別運用表（公共建築工事）

（主管係長）

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	○	該当無し
	○ - 20点	1. 指名停止3ヶ月以上
	○ - 15点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ - 13点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ - 10点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8点	5. 文書注意
	○ - 5点	6. 口頭注意
	○ - 3点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
□ 点	8. その他	
<p>① 本考查項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（監督職員又は主管係長からの文書注意、口頭注意等）は、監督職員又は主管係長の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点減点する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した例）一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. 工事関係車両、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。 ・ 16. 引き渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 18. その他理由： 		

審査項目別運用表（公共建築工事）

（検査職員）

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書第18号に基づく設計図書の照査の状況 ・ 施工計画書の提出時期及びその内容の状況 ・ 施工計画書の記載内容と現場施工方法の状況 ・ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合の変更計画書の提出状況 ・ 工事記録の整備の状況 ・ 使用する材料、機材の管理状況 ・ 一工程の施工の確認状況 ・ 建設廃棄物の適正処分及び建設副産物再利用等への取組状況 ・ 社内の管理基準等の作成及び実施状況 ・ 社内検査体制及び実施状況 ・ 工事の関係書類及び資料の整理状況 ・ 施工体制台帳及び施工体系図の整備及び現場への掲示状況 ・ 建設業退職金共済制度の運用状況 ・ その他 			施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行い改善された。	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が不適切である
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 承諾図等と設計図書との状況 ・ 施工図等と設計図書との状況 ・ 出来形の管理基準を設定し管理を実施している状況 ・ 出来形の管理記録の整備状況 ・ 出来形の管理方法の状況 ・ 出来形と設計図書の状況 ・ 施工の精度の状況 ・ 不可視部分となる出来形の記録状況 <p>※解体工事は、以下の項目を評価対象項目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定仮設の設置範囲及び施工状況 ・ 撤去対象物の範囲等と処分の状況 ・ 整地の範囲及び施工状況 ・ 分別解体等の方法等の施工状況 ・ 各施工段階及び不可視部分の記録の状況 ・ 管理方法の工夫の状況 ・ その他 			出来形の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。	出来形が不適切であったため、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。

考査項目別運用表（公共建築工事）

(検査職員)

(品質1/2)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質が特に 優れている	品質が優れている	品質が特に 良好である	品質が良好である	品質が 適切である	品質がやや不適切 である	品質が不適切 である
	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・材料・製品の品質の確認状況 ・施工の各段階における完了時の品質状況 ・品質確認記録の内容の状況 ・品質の確認結果の整理状況 ・施工の品質の確認状況 ・建具・ユニット等の性能及び機能に関する確認及び記録状況 ・躯体工事における施工の品質状況 ・内外仕上げ工事における施工の品質状況 ・その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質状況 ・不可視部分となる品質確認のための施工記録等の状況 ・随時検査での工夫及び良好な施工の継続状況 ・その他 					品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。	品質が不適切であったため、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。
	工事比率							
	電気設備工事 受変電設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質が特に 優れている	品質が優れている	品質が特に 良好である	品質が良好である	品質が 適切である	品質がやや不適切 である	品質が不適切 である
	<ul style="list-style-type: none"> ・機材の品質の確認状況 ・各施行段階における完了時の試験方法及び記録状況 ・品質確認の記録状況 ・品質の確認結果の整理状況 ・施工の品質の確認状況 ・施工の品質に関する試験・検査等の結果の記録状況 ・システムの性能及び機能に関する確認及び記録状況 ・システムの性能及び機能に関する確認方法の工夫状況 ・不可視部分となる品質確認のための施工記録等の状況 ・中間検査や既済検査での工夫及び良好な施工の継続状況 ・運転・点検上の表示及び危険箇所等の表示状況 ・その他 					品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。	品質が不適切であったため、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。	
	工事比率							

考査項目別運用表（公共建築工事）

3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	冷暖房衛生設備工事 機械設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機材の品質の確認状況 ・ 各施行段階における完了時の試験方法及び記録状況 ・ 品質確認の記録状況 ・ 品質の確認結果の整理状況 ・ 施工の品質の確認状況 ・ 施工の品質に関する試験・検査等の結果の記録状況 ・ システムの性能及び機能に関する確認及び記録状況 ・ システムの性能及び機能に関する確認方法の工夫状況 ・ 不可視部分となる品質確認のための施工記録等の状況 ・ 中間検査や既済検査での工夫及び良好な施工の継続状況 ・ 運転・点検上の表示及び危険箇所等の表示状況 ・ その他 					品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。	品質が不適切であったため、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。
	工事比率							
	解体工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	工事比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設廃棄物の処分記録の状況 ・ 各施工段階ごとの施工の状況 ・ 整地等の品質状況 ・ 各施工段階ごとの品質記録の状況 ・ 解体施工等の品質確保の工夫状況 ・ 不可視部分の確認と記録の状況 ・ その他 					品質の管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行なった。	品質が不適切であったため、検査職員が工事請負契約書第31条に基づく修補指示を行った。

※機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工

※デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事・解体工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとするが、基本的には主たる工種で行うものとする。

考査項目別運用表（公共建築工事）

（検査職員）
（出来ばえ1/2）

考査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り合いや納まり等の仕上がり状況 ・ 関連工事又は既存部分との仕上がり状況 ・ 使い勝手や使用者の安全に対する状況 ・ 仕上がり状態及び作動状況 ・ 色調や色むら、全体的な美観 ・ 割付や通り、全体的な出来ばえの状況 ・ 保全に対する配慮の状況 ・ その他 			出来ばえが劣っている。
	工事比率				
	電気設備工事 受変電設備工事	a	b	c	d
		全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
	工事比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ きめこまやかな施行状況 ・ 関連工事又は既存部分との仕上がり状況 ・ 機器又はシステムとして、運転性能状況 ・ 環境負荷低減への対策状況 ・ 運転操作及び保守点検等への配慮状況 ・ その他 			出来ばえが劣っている。
	冷暖房衛生設備工事 機械設備工事	a	b	c	d
		全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
	工事比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ きめこまやかな施行状況 ・ 関連工事又は既存部分との仕上がり状況 ・ 機器又はシステムとして、運転性能状況 ・ 環境負荷低減への対策状況 ・ 運転操作及び保守点検等への配慮状況 ・ その他 			出来ばえが劣っている。

考査項目別運用表（公共建築工事）

（検査職員）
（出来ばえ2 / 2）

3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 解体工事	a	b	c	d
		全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
	工事比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体後の雨水排水状況及び整地状況 ・ 関連工事又は既存部分との仕上がり状況 ・ 跡地利用者への安全配慮の状況 ・ 周辺状況へ配慮した仕上がり状況 ・ 近接住居等への配慮の状況 ・ その他 			出来ばえが劣っている。

※機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工

※デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事・解体工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとするが、基本的には主たる工種で行うものとする。